相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区貝塚町五九五番地の二〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高見澤秋範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　好生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区中宮五丁目四番地、最後の住所千葉県四街道市和田一八一番地一八アークパレス二〇一

被相続人　亡　平松　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル八階　真田綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴見　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市和田町松田八七一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　水嶋　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所千葉県木更津市東中央一丁目四番八号松澤ビル四階　山田次郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区中央一丁目一六二番地、最後の住所神奈川県大和市福田一八四二番地グループホーム欅　被相続人　亡　武田重三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

神奈川県藤沢市大鋸三丁目一番二六―七〇五号　相続財産管理人　長田　正利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市大字東深井九四八番地、最後の住所横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘六一―八

被相続人　亡　戸塚　マサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

横浜市磯子区下町一三番二―三〇四号

相続財産管理人　弁護士　丹野　益男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市小浜白鬚五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫻井藤太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

福井県あわら市菅野第二八号六番地

相続財産管理人　髙橋　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍アメリカ合衆国、最後の住所静岡県袋井市宇刈八五〇番地の一明和苑

被相続人　亡　エリック・ドン・ジェー

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所浜松市中区池町二二一番地の五

相続財産管理人　弁護士　大石　康智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所名張市栄町二八七五番地　名張法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市丸之内養正町一九一九番地、最後の住所三重県津市高茶屋六丁目一〇番一四号　ケアポート津高茶屋

被相続人　亡　吉村　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所三重県津市西丸之内二一番一九号丸の内ジャスティス六階　西丸之内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　樋上　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡中土佐町大野見奈路四九八番地、最後の住所大阪府大阪市西淀川区中島一丁目五番六号中尾方

被相続人　亡　井川　武男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

佐賀県伊万里市南波多町府招三〇〇八番地、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州ガーデナ市南フーバー街一六〇一七

被相続人　亡　有浦　譲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番二二号丸の内桜通ビル四階

相続財産管理人　弁護士　松田　太源

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区桃ヶ池町一丁目三九番地、最後の住所三重県名張市赤目町新川六〇二番地九　被相続人　亡　三好　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

大阪府大阪市北区東天満二丁目九番四号千代田ビル東館六階

相続財産管理人司法書士　田中　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡津和野町大字森村イ六〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　増野　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

島根県鹿足郡津和野町山下七一番地

相続財産管理人　坂根　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　伊塚虎次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所島根県松江市母衣町一九六番地　津田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津田　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　曽田　惣七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

事務所島根県松江市母衣町一九六番地　津田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津田　和美